

小山市立大谷東小学校PTA旅費内規

第1条 この規定は、小山市立大谷東小学校PTA会員が、学校・PTA関係の会議・研修等に、PTA会長の命により出席の場合に支給する。ただし、レクリエーション及び小山市内への参加の場合は除く。

第2条 支給額は、日当・交通費として下記の通りとする。

- | | |
|------------------|--------|
| ① 下都賀郡内（小山市内を除く） | 1,000円 |
| ② 県内 | 2,000円 |
| ③ 県外は、その度に検討する。 | |

第3条 この内規は、理事会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

付則 この規程は、平成13年1月20日から施行する。

平成18年6月6日一部改正

平成24年4月21日一部改正